

青森県報

第三百六十六号

令和三年
九月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………
 青少年・男女共同・参画課……………一
- 略痰吸引等業務の登録……………
 高年齢福祉・保険課……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………
 障害福祉課……………二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………
 同……………二
- 右 同……………
 同……………二
- 道路の区域の変更……………
 道路課……………二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………
 (商工政策課)……………三
- 農用地利用配分計画の認可……………
 (構造政策課)……………四
- 公安委員会
 公安委員会……………
- 青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………
 (警務課)……………四
- 公営企業
 公営企業……………
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
 (病院管理局)……………四

告

示

青森県告示第六百六十二号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二三三	書籍	ありえない芸能界激レア ISBN九七八一四一八六六三二 一六八五一六	株式会社ブレインハウス	第十二条第一項第一号
二三三		いいわけも出来ない姉彼 ISBN九七八一四一七八五九一 六九四三一	株式会社少年画報社	
二三三		漫画大激闘 Vol.1 ISBN九七八一四一八六七〇四 一〇七三二七	株式会社楽楽出版	
二三三		実話BUNKA超タブー 雑誌〇五二一九一〇九	株式会社コアマガジン	

青森県告示第六百六十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所	業務開始年月日	備考

〇二五〇 一五五	令和 三・九・一六	社会福祉 法人拓心 会	五所川原 市大字水 野尾二二 樋の三	デイサー ビスセン ターラ	五所川原 市大字水 野尾一八 樋の一	令和 三・九・一六	通所介護
-------------	--------------	-------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------------------	--------------	------

青森県告示第六百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
マエダ調剤薬局富野町店	宮野薬局	弘前市大字富野町二の一	令和 三・七・九
一般社団法人八戸薬剤師会 会館八戸薬局	宮野薬局	八戸市馬場町一三	三・九・一〇
	宮野薬局	三沢市中央町一丁目八の四	三・九・三〇

青森県告示第六百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	青森県知事 三村 申 吾	

（紅）こがわ薬局	弘前市大字本町五一	令和 三・八・一
----------	-----------	-------------

青森県告示第六百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮野薬局	三沢市中央町一丁目八の四	令和 三・一〇・一
馬場町薬局	八戸市大字馬場町三	〃

青森県告示第六百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ青森中央店
青森市東大野二丁目一の一の三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男
株式会社もち吉
2 福岡県直方市大字下境二四〇〇
代表取締役 森田長吉
- 三 変更しようとする事項

区	分	変	更	前	変	更	後	変	更
								年月日	

1	黒石藤崎線	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道						
路線名						
1	黒石藤崎線	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一〇四の三から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字新城一二七の四まで	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一〇四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田二の一〇まで	後	前	一五・〇〇メートルから 一七・〇〇メートルまで	一三九九・五〇メートル	
南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一〇四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田二の一〇まで	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一〇四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田二の一〇まで	後	前	四一・〇〇メートルから 四五・〇〇メートルまで	一八一九・五〇メートル	
南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田二の一〇まで	南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田二の一〇まで	後	前	四一・〇〇メートルから 四五・〇〇メートルまで	一八一九・五〇メートル	

大規模小売店舗の施設に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	八九台（位置は、届出書添付図面のとおりに）	八七台（位置は、届出書添付図面のとおりに）	令和 四・五・八
------------------	--------------	-----------------------	-----------------------	-------------

- 四 届出年月日
令和三年九月八日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
2 期間
令和三年九月二十九日から令和四年一月二十九日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
1 提出期限
令和四年一月二十九日
2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年九月二十九日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
平澤 俊二	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字西中野一八の三	

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十九日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第八号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(地域課)</p> <p>第十条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第十七条の二 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>十一 警察航空隊の運用に関すること。</p>	<p>(地域課)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 警察航空隊の運用に関すること。</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第十七条の二 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和三年八月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 七十三円九十二銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和三年二月十九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円